

高等教育の修学支援新制度(返還不要の給付型奨学金と授業料・入学金の減免)



1. 対象となる学生

★多子世帯支援を含め、本制度の支援を受けるためには申請が必要です！
(※申請締切は学校ごとに異なります。まずは学校に確認ください。)

①収入要件と支援額(年額)

対象 生計維持者(父母を原則とする)と学生本人の住民税情報に基づき、支援区分を判定します。
※年収目安は、世帯構成等により異なります。※本人に住民税が課税される場合、支援区分が変わり得ます。

支援区分	年収目安	授業料等減免	給付型奨学金
第Ⅰ区分(住民税非課税世帯)	～約270万円	上限額	上限額
第Ⅱ区分	～約300万円	上限額の2/3	上限額の2/3
第Ⅲ区分	～約380万円	上限額の1/3	上限額の1/3
第Ⅳ区分	～約600万円	上限額の1/4等(私立理工農系)	上限額の1/4(多子世帯)
多子世帯	年収制限なし	上限額	



★進学資金シミュレーターで該当するかを確認！

▶大学等へ納付する授業料・入学金を減免

授業料等減免上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

▶日本学生支援機構から学生の口座に振込

給付型奨学金 支給額	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短大・専門学校	35万円	80万円
国公立 高専4・5年	21万円	41万円
私立 大学・短大・専門学校	46万円	91万円
私立 高専4・5年	32万円	52万円

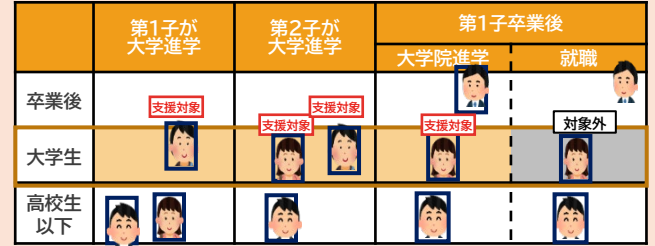
※夜間制・通信教育課程は別額
※支援額に応じて、貸与型奨学金(無利子)の貸与額を調整(併給調整)

※学生と生計維持者の「マイナンバー」を通じて、収入や扶養している子供の数を確認します。
※学生本人のアルバイト収入等が多い場合、支援区分が変わる可能性があります。

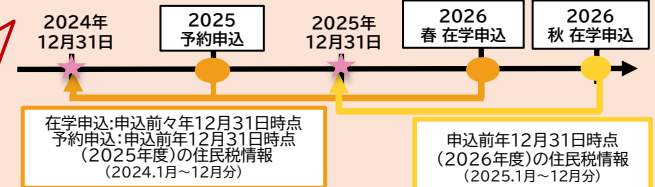
多子世帯の考え方

多子世帯 = 生計維持者が **扶養する子供** が3人以上
かつ 学生本人が生計維持者に扶養されている 世帯

支援対象 = **多子世帯** のうち **大学等に通っている学生**



住民税情報(年収・扶養)の確認時期



②学業成績・学修意欲に関する要件(採用時)

予約採用	在学採用
高校3年生 評価平均値が3.5以上 または学修意欲を確認	大学1年生 次のいずれかに該当すること ①高校の評価平均値が3.5以上 ②入試の成績が入学者の上位1/2以上 ③高卒認定試験の合格者 ④学修計画書等で学修意欲を確認
	大学2～4年生(※) 次のいずれかに該当すること ①GPA(平均成績)等が上位1/2以上 ②次のいずれにも該当 a. 修得単位数が標準単位数以上 b. 学修計画書等で学修意欲を確認

(※)その他、学業成績の「廃止」の基準に該当しないこと等の要件があります。
なお、やむを得ない事由がある場合は、これらの基準を満たさなくても対象となることがあります。

③国籍・在留資格に関する要件

日本国籍、特別永住者、永住者、日本人・永住者の配偶者等、定住者(将来永住する意思がある者)、家族滞在(12歳までに入国し、日本の小学校から高校を卒業、大学等卒業後も日本で就労・定着する意思がある者、これに準ずる者)

④その他の要件

- ▶高校卒業後、入学するまで2年以内(※災害、傷病などやむを得ない事由がある場合は4年以内)
- ▶過去に本制度の支援を受けていない
- ▶資産額が一定未満(多子世帯支援3億円未満、それ以外の支援5,000万円未満)

2. 対象となる学校

一定の要件を満たしている
大学、短期大学、
高等専門学校(4年・5年)、専門学校



対象機関のリストはこちら！



3. 必要となる手続きなど

申込時期

- ▶予約採用
高校3年時の4月下旬から
- ▶在学採用
春は4月から、秋は9月から
※家計が急変した場合は、随時受け付けています。



申込方法

日本学生支援(JASSO)のHPである「スカラネット」への入力



必要書類の提出



採用後の手続き

- ▶年に1回(4月)在籍報告
- ▶毎年10月、年収・扶養の状況を確認し、支援内容に反映
- ▶学業成績の基準を満たさない場合は支援を廃止